

## 例1

前回確定日が3月15日、次回確定日が4月15日、4月15日確定料金が1,000円の場合、4月15日確定料金の1,000円に課せられる消費税率は5%となる。

## 例2

前回確定日が3月15日、次回確定日が5月15日、5月15日確定料金が3,000円の場合、次の通りとなる。

3,000円を3月16日から5月15日までの月数2月（3月16日から4月15日までが1月、4月16日から5月15日までが1月の合計2月）で除し、3月16日から4月30日までの月数2月（3月16日から4月15日までが1月、4月16日から4月30日までが1月の合計2月）で乗じて得られる金額

$$3,000 \text{円} \div 2 \text{月} \times 2 \text{月} = 3,000 \text{円}$$

に課せられる消費税率は5%となる。

## 例3

前回確定日が3月15日、次回確定日が5月16日、5月16日確定料金が3,000円の場合、次の通りとなる。

3,000円を3月16日から5月16日までの月数3月（3月16日から4月15日までが1月、4月16日から5月15日までが1月、5月16日が1月の合計3月）で除し、3月16日から4月30日までの月数2月（3月16日から4月15日までが1月、4月16日から4月30日までが1月の合計2月）で乗じて得られる金額

$$3,000 \text{円} \div 3 \text{月} \times 2 \text{月} = 2,000 \text{円}$$

に課せられる消費税率は5%となる。